

〔辰〕
卯六月

鑄錢先願主太田村
九郎兵衛

右江戸表小森介衛門指上候書付之表、当村九郎兵衛へ返答書可申付旨御下知奉承知候間、則申附此度為書上申候、元来之義は当村役之私共更ニ不奉存候へ共、介衛門・義七・清蔵三人連印申候証文見届相違無御座候間、此度写書相添為指上申候、仍末判如此御座候、以上、

組頭六人

年寄

庄や

〔ママ〕
明和六年

辰六月

御郡御役所様

(3 | 4 B1 47)

II (2) 21. [明和九年十一月 鑄錢座調達金引上げにつき願書]

(前欠)

御益金上納も御座候間、縦調達金從 御上御下ケ御延引有之候ても、上納之指引ニ相立其方難義ニ相拘候義更無之候間、印形仕、御手支急御用間を合候様ニ御入割被仰付候間、御下知難相背、御役所様御調達金え私拝借之印形は指上置申候

得共、右御役所様御調達金之義は、私勝手用ニ金老分たりとも御預申候義曾て無御座候、只御役所様にて御都合御上納被遊候分計、其節々御達シ御座候ハ奉承知候義ニ御座候、左候

得は私名前ニ相成調達指上置候金子之内、御役所様御調達何程私調達何程と御引分ケ可有御座奉存候、其筋故、去年より当時迄元金之義ハ不及申上、御利足ニ至迄、更ニ御上納不被仰付候、左候得は鑄錢場より御引上ケニも相成候哉と奉存候、此上御役所様御調達金御引上相濟、其後私調達金えは、乍恐如何様共 御仁恵被 仰付候哉と奉存候迄にて打過候間、右之元金・御利足等之御勘定如何様ニ相立申候事ニ御座候哉、更ニ不存弁罷在候、此外之筋可奉申上分ケも無御座候間、有体奉申上候、

右之趣ニ御座候間、何分御慈悲之御了簡奉願上候、仍如件、

明和九年辰十一月

太田村

九郎兵衛

(3 | 4 B1 48)

II (2) 22. [〔明和期〕七月 砂鉄ならびに鉄値段指出方書付]

御前御用品鉄・砂鉄先達て両度御納御座候所、此度代金被下置候段御達御座候、右ニ付候ては鉄直段拾貫目ニ付何程とも不相分候、仍て前書商品共ニ直段付御用ニ有之間、銘々書付にて明日中

御指出可被成候、右之段得御意度如此二御座候、以上、

七月十六日

坂場与藏
袴塚栄助

小沢九郎兵衛様

堀江権兵衛様

(3—4 B1 75)

II (2) 23. 「(明和期) 七月 砂鉄場引払につき書付」

以書付致啓上候、一兩日ハ秋冷御座候所、弥御安全可被成御座奉珍重候、然ハ此度上手網村河内砂鉄場御願之通相濟候旨役所より申来候、尤其元様方へハ役所より御達申候趣ニ御座候間、定て今程御承知と奉存候、右砂鉄場引払候ニ付御用之義御座候間、其元様方御名代之内壺人御指越可被成候、右之段可得御意早々如此御座候、以上、

七月十二日

武石文助

小沢九郎兵衛様

堀江権兵衛様

(3—4 B1 74)

II (2) 24. 「安永三年二月 入用金借用証文」

預り申金子手形之事

文金貳百兩也

右は、此度水戸鑄錢御用蒙被 仰付候所、入用金手支候ニ付、前書之金子御無心申所実正也、返弁之義は当午六月極月兩度ニ相極、利足之義は壹ヶ月金拾五兩え壹分宛之割合、月勘定を以指添定之月元利不殘返弁可仕候、為後日証文如斯御座候、仍如件、

安永三年午二月

水戸

預り人

小澤九郎兵衛

(3—4 B1 52)

II (2) 25. 「安永四年十月 鑄錢につき勤方出精致候様書付」

鑄錢之義は、去ル戌年我等存立、子年迄三ヶ年御城下往来不知數、江戸往復三度數ヶ月滞留千辛万苦を経候て、子四月廿九日、初て願成就より金主取繕、彼是之辛勞難尽紙面漸相決候砌、不計及中絶、然ル処又々去ル巳年被召出、再吹御願蒙 仰、初発より猶重ク抽丹誠相働候所、已極月大晦日ニ願之通被 仰出、最早午

未二ヶ年各々一統ニ出情給候故、無滯當時吹方相統候、尤酉四月迄之御吹方ニ有之候得共、九年は来申年大願成就之年ニ有之候、此上 御上之御沙汰は不及申上、未々之事ニ至迄万反無滯相濟候得は、我等義は全理慾之筋を離れ本望至極生涯之面目無此上存候、乍去大業之事ニ候得は、其元方万一此上心得違不情等有之諸事不平に候ては首尾不都合、十ヶ年来之心願空敷相成候事ニ候得は、来申年は我等生涯之專要之年と存候、左候得は各々方當時甚出情ニは相聞候得共、弥以御出情頼入申度候、右祝義方々来申正月より重役之衆中より末々之役柄迄、給金高下ニ准二割増一統ニ可相渡候、猶又其上ニも被抽候勤方之族へは、酉四月暇之節、別ニ合力之了簡も可有之候事ニ候間、偏一同被致出情首尾無滯相濟候様頼入候ニ付、印形書付如斯御座候、以上、

但、不埒之族有之、此後長之暇遣候族も有之候か、不明之筋有之方候得は、増金合力等更ニ不相渡候事、

未十月

小澤九郎兵衛

㊦

別紙面付之各方、鑄錢一件被抽丹誠候ニ付、此上 御上之御沙汰無滯万反當時迄之通吹方取統、首尾能成就仕候得は、當時迄之定給金并式割増、其外内々除ケ金八人割之分相除外ニ別紙印形之通金高老入切酉四月迄相吹諸勘定相立被致、離散候節屹合力金可相渡候間、多年出情之劫と被存、長家業面々被相経栄子々孫々懇意

も取統候程ニ仕度願候間、此度印形書付相渡置候、左候得は別て来正月より惣成就迄出情分明ニ被相働候様偏頼入存候、以上、

但、公儀内義万一变候事も有之候節ハ、此義難取扱候間、其旨相心得各々無難之信心も頼入存候事、

右合力金高之義は、仲广中ハ不及申、親子兄弟由緒親類たりとも、決て相咄被申間敷候、若相洩候義、仲广中より成共相聞候得は合力金相止長之暇遣候間、其旨相心得、此度神文可被出候事、

未十月

小澤九郎兵衛

㊦

(3—4 B1 59)

II (3) 1. 「明和六年十二月 上納金積立案」

(横帳・表紙なし)

目論

一、金五拾兩

ハケ

壹ヶ月金四兩納

但、極月七月ハ五兩納

右は諸買物壹ヶ月大圓金千三百兩積ニ仕、金壹分ニ錢四文宛入口物口錢取立候得は、前書之金高二相積申候、尤於勘定場右取立月々納為仕過金も御座候ハ、其年限ニ入口人金高二

応割返可申候間、前書之金高二御定益御極被下候様仕度候、

一、金貳拾兩程

右は金壹分ニ付錢壹錢宛買人より口錢請取候得は、大圓金貳

万兩程之売錢ニて前書之金高二相積可申奉存候、

メ金七拾兩程

右は会所より取立上納可仕候

一、金五拾兩程

右は洗濯屋下女共壹ヶ月壹人錢三百文宛浮役取立候得は、大

圓前書之金高二相積申候、

一、金五兩程

右は会所壁方髮結浮役壹人ニ付壹ヶ月錢貳百文宛取立候得

は、前書之金高二罷成申候、

一、金四兩程

右は表店諸商買人浮役間口壹間ニ付五拾文宛取立候得は、右

之金高二相積申候、

一、金壹兩貳分程

右は湯屋浮役壹ヶ月錢五百文宛為相納申候積

メ金六拾兩程

一、金貳拾兩宛

九郎兵衛納

三口メ金百五拾兩程

右は来寅正月より未極月迄鑄錢御年季六ヶ年取立、月限ニ御役所

様へ指上御借出金ニ仕候得は、元金計も凡金九百兩月々利足相加

へ候得は、大圓金千四百兩程ニも可相成奉存候、右金永ク御役

所様御支配金ニ仕、年壹割之御利足太田村へ被下置候得は、歩伝

馬火消給分或ハ極窮人子育金等ニ相引候ても、金四五拾兩宛も相

余可申候間、当鑄錢土地御年貢上納被成下候へハ、永ク御上之

御不益も無御座奉存候、左候へハ鑄錢土地当時私高二組入置候得

は、鑄錢後散田ニ相成候ても子孫永々難義ニも不相成、永年相掛

候て成共本田ニ立帰候得は、莫大之助力ニも罷成、後成鑄錢地之

異名も子孫へ相伝へ本意至極ニ奉存候、御故障之御儀も無御座候

ハ、前件之趣御了簡之上被仰付候様仕度奉存、目論書御窺指上

申候、以上、

明和六年 丑十二月

小沢九郎兵衛

(3 | 4 A1 6)

II(3)2. [明和七年二月 鑄錢定座丑年分鑄錢益金受取証]

請取申金子之事

金三百五拾兩也

印

右は、於水戸表去丑年より来ル未年迄七ヶ年之間、一ヶ年拾万貫

文宛鑄錢被 仰付、一ヶ年分御益金三百五拾兩宛、年々定座え納

之積り、去丑年分書面之通請取申所、仍如件、

明和七寅年二月廿八日

鑄錢定座兼帯
金座年寄

高瀬又左衛門

久保田仁右衛門

印

印

小沢九郎兵衛殿

(3 | 4 B1 34)

Ⅱ(3)3. [明和八年] 鑄錢益金上納勘定書]

御益金留所

寅御益金高

一、金七千兩

内金五千兩 当春より九月前 納二組

残金貳千兩

右は霜月塙祭勘定、同極月勘定可申候定相濟候事、

刁十月廿四日

太田にて納

一、金千兩

御益金

此金会所より出ル

渡辺五郎兵衛殿

請取書附渡

先々勘定出ス

大内茂兵衛殿

丑極月

一、金 三千兩

一、同 千兩

一、同 千兩

一、同 五百兩

一、同 千兩

一、同 千兩

一、同 千兩

一、同 四百兩

一、同 千兩

一、同 貳千兩

一、同 千兩

一、同 四百七拾四兩三分

錢壹貫三拾貳文

是八月々貳百五拾貫文宛

正月より九月迄相納候分

寅年御益金上納
相仕分留

寅年御益金上納

納

刁四月納

刁五月納

刁七月納

寅壬六月納

刁七月納

刁九月納

刁七月納

刁十月納

刁十一月納

刁極月納

一、金百貳拾九兩壹分
錢四拾貳文

錢七百貫文 升屋源右衛門より納候分

一、金貳拾六兩三分
錢六文

御加恩金渡ニ成ル分

メ金壹万三千五百三拾兩三分
錢壹貫八拾文

此分ケ

金三千兩 年賦金

金七千兩 寅御益

金千兩 御封印金

○金貳千五百兩 調達
御用金

○金千兩 十二月廿六日先ニテ納ニ成ル分

○二口メ金三千五百兩 右同斷

御用金

メ金壹万四千五百兩

指引

金九百六拾九兩 納不足

錢三百拾六文

此内

金三百兩 拝借

十二月廿五日

又 金七百兩 納 使与八
三百拾五文

○印前ニ納ニ成ル分

残金三拾壹兩
御郡方え かし

二月十二日請取済

卯御益納

正月分 去十二月御用立金御利足事済上納ニ成候分

一、金千兩納

二月分

一、金千兩

卯二月十二日納

内金五百兩 使与八

二月廿日

又金五百兩 持参納

三月十八日

一、金五百兩 持参納

是ハ別座え除

メ金貳千兩

卯正月より三月晦日迄之御益金納に成ル

壹ヶ月金五百八拾三兩壹分 銀五匁

但、壹ヶ年金七千兩割にて
金千七百五拾兩

正二三月
三ヶ月分

此趣御郡方え可預

殘金貳百五拾兩

納過二成ル

(3 | 4 B1 36)

II (3) 4. 「明和八年四月 鑄錢益金上納宥免願」

乍恐以書付奉願候事

一、当正月より極月迄十式ヶ月一ヶ年^{〔月〕}金千兩宛都合壹万貳千兩御
用金相納右御返済は鑄錢御益金七千兩、殘金五千兩と御利息ハ
当秋御執納之初方にて御下ヶ可被下置候筈ニ相定、当正月より
三月迄前件御定之通月々都合三千兩上納仕候、然ル所此度之大
變にて鑄錢更ニ相止候得は、御益金調達之手筋も無御座、猶又
殘金五千兩之義は、兼て御内意奉申上候通、鑄錢地鉄大坂より
積下し申候代金問屋共へ申合、右高ハ来正月迄私方へ内借仕
置、上納相究初方御返済にて、次ノ正月元利相揃、私方より金
主へ返済仕候筋にて調達仕置候所、此大變にて地鉄吹下し申候

義も不相成候間、代金ニ生シ申候手筋も無御座候間、調達筋相
破レ氣之毒至極ニ奉存候、依之右御定御請仕候、一ヶ月千兩宛
相納候義ハ、更ニ御免許被下置候様、何分御仁惠奉願候、仍如
件、

明和八年卯四月

小沢九郎兵衛

(3 | 1 B1 40)

II (3) 5. 「(安永期) 正月 明和期水戸鑄錢惣出高書上」

^{〔朱書〕}
〔明和七年分出錢受私并未之とし御過上五兩増減共引合私〕

^{〔註1〕}
○明和五年十二月吹初より同九年十月中迄鑄錢惣出高一紙しらへ

一、四拾八万六千三百六拾六貫七百文^{〔註2〕} 内

一、三万九千六百六拾三貫文^{〔合〕}

一、五万千八百貫文^{〔合〕} 右ハ公義御運上代相納候分

一、貳万八千四百六貫文^{〔合〕} 右ハ上え之御運上代相納候分

一、貳万八千四百六貫文^{〔合〕} 右ハ場所遣錢被渡下分

一、三万八百拾五貫文[㊦]

右ハ鉄本金被渡下分

一、貳万九千貳百六拾五貫文[㊦]

右ハ山ノ目町払錢被渡下分

一、千貳拾三貫九百六拾九文[㊦]

右ハ御運上代為替御穀船御運賃相渡候分

一、貳百文[㊦]

右ハ初吹之出錢為御見分指出、百文は御用所ニ被相

留、百文ハ受払役年寄へ御印符ニて被相渡候分

一、壹貫貳百文[㊦]

右ハ江戸御勘定所へ相納候分

一、三拾万五千五百六拾貳貫三百三拾壹文[㊦]

右ハ、御城下払錢ニ相渡候分

無残

右之通御座候、以上

正月

いせん方

印

(註1) 当史料における○は全て後筆、朱書。

(註2) 当史料における㊦は確認のための朱豆印。

II (3) 6. 「安永三年九月 鑄錢益金伺につき添書」

乍恐鑄錢御益伺書指上候ニ付添書奉申上候覚書

去巳六月より当午三月二日迄

一、金九千貳百八十兩余 払高

内金貳千兩余

是ハ御場所修覆普請入用諸道具相調并会所者・職人等

召抱候前金入用共、

右は、鑄錢之義表向御手座御内々ハ御請負座蒙 仰候ニ付、私

方ニて所々調達仕候て、初発より之權門入用諸仕入方取立候迄

之金高御座候、右三ヶ年ニ返弁仕候得は、品物貳千兩分ハ私得

用ニ罷成候、此内ニて五郎左衛門・權兵衛・弥惣右衛門等へ配

分仕候金高御座候、

右之返弁、三吹七十式壁ニ御座候得は、壹年半ニも返済可仕奉

存候へとも、一吹廿四壁ニ減少仕候故、何卒三ヶ年ニ元利相返

申度心かけ仕候、

仍

壹年ニ付金三千五百兩余

前件之返納^{〔封〕}

金三千兩公儀御益

金三千兩積御益

三口ノ金壹万兩余程

右之外、年々権門取繕方之無余義入用相掛候故、凡一万式千兩余、壹吹廿四埜二て年々徳用無御座候ては元金取上ケも不罷成候義ニ御座候間、御益筋之義願之通不被仰付候ては必至と行支申候御事ニ候間、御仁恵御了簡を以御益高願之通被為仰被下置候様、何分奉願上候、仍如件、

午九月

小沢九郎兵衛

(3 | 4 B1 54)

II(3)7. 「安永三年十月 鑄錢午御益金受取証」

覚

(割印) 文金五百兩小判

右は鑄錢当午御益金之内請取申候、重て通帳載、此書付引替可申候、以上

午十月十三日

渡辺源右衛門

鈴木善衛門 印

小沢弥惣衛門方

(3 | 4 B1 64)

II(3)8. 「安永三年十一月 鑄錢午御益金受取証」

覚

文金六百兩小判

右当午御益金之内請取申候、重て通帳え書載、此書付引替可申候、以上、

午

十一月廿七日

渡辺源右衛門

鈴木善衛門

印 印

小沢弥惣衛門方

(3 | 4 B1 56)

II(3)9. 「安永四年六月 鑄錢未御益金受取証」

〔封〕未六月廿三日

文金五百兩也 御益納受取書

覚

〔(割印) 文金五百兩 小判

右鑄錢座当未御益金之内請取申候、以上、

安永四年未六月廿二日

井坂清蔵

印

鈴木善右衛門

印

堀江権兵衛殿

小沢弥惣衛門殿

(3 | 4 B1 58)

II (3) 10. 「安永四年閏十二月 鑄錢未御益金受取証」

〔(封) 未閏十二月廿一日

金貳百兩 宮田重蔵 様
岡部茂十 様

但 未年御益金之内 納

覚

〔(割印) 文金貳百兩 小判

右は鑄錢未御益金之内請取申候、以上、

閏十二月廿一日

宮田重蔵 印

岡部茂十 印

小沢弥惣右衛門方

(3 | 4 B1 62)

III 1. 「明和五年五月 大庄屋扱につき口上書」

口上書

私義、当四年以前酉年六月中より、御国産之以砂鉄鑄錢於御国内被為 遊候ハ、莫大之御仁恵ニて農民甚相潤イ莫大之御仁恵ニ相成、曾は年増民力強相成候ハ、荒地散田も相減、深山雜木等迄吹炭ニ為焼候ハ、猪鹿居住も失所耕作之助ニ相成誠ニ御国中隅々迄ニ相潤可申哉、又々々々御益金等も壹ケ年金五千兩宛可指上相目論奉願上候所、御公儀様迄御届相濟、当月朔日、私方え座主被為仰付被下置、誠以難有御義奉存候、因茲御下知之通後藤庄三郎方へ罷越、再往鑄錢之筋古今之修法等論談仕、其後座人共え亀戸於鑄錢場数度出会仕、是又古今之鑄錢修法等論談之上、私方水戸鑄錢場絵図面等指出シ、其上にて当時御公儀御勘定方御吟味之鑄錢場諸修法等悉以口伝并書面伝達仕候所、御公儀表水戸領大庄やと兼て帯刀之義ニ付被仰届候由、猶又御家之御威光を以格別之取扱、重々難有御義難及筆紙奉存候、且壹ケ年金五千兩御益之内鑄場取立前、先当時半金貳千五百兩金主才覚仕相納申候、然ル所、金主関岡五郎兵衛義ハ、紀伊御領分勢州之産故紀州様御用兼て被仰付、楠後文蔵義ハ、太田備中守様御蔵元ニて、兩人共ニ他

所出帶刀仕、猶又帶刀之家來も被召連候由御座候仕候、此度ハ若^{〔承知〕}又御家^{〔領分〕}之御事故、却て全町家之振合にて可罷越哉、如何可仕候か、此一件いまた内談不相決之趣ニ御座候、然ル所、私義ハ鑄錢願主ニ相立候得は、金主共ニ上ニ相立、諸御用向キ引請相動、万事差配仕候、扱又鑄錢座古今之法ヲ相改候へハ、会所役付之分、私より以下六段其支配諸職人召抱候分六段、都合十式段ニ格合ヲ立、悉座主ヲ重ク取計、一言にても下知行届候様仕來候由ニ御座候、猶又惣鑄錢懸り十式段之者共不届不行跡有之座主之以了簡暇指出申候得は、則江戸龜戸定座へ其人之間所名前等申越、則京座・伏見・長崎座迄早速通達有之候て、鑄錢一卷えハ生害相懸候義決て不相成候、申合書付是又錢戸定座より相渡り申候、此義ハ右国々之座主相互之取計ニ御座候、此義も菟も角座主ヲ嚴重ニ為相用候趣ニ付、右等之義も法相立申候、既ニ此度私義水戸座主ニ付、龜戸鑄錢場へ再往伝達ニ罷越候所、表門前より鑄錢掛り之者共見当次第土面え平伏之体、扱々身柄ニ仕候てハ誠無勿体恐入候御義ニ奉存候、然ル所、私義太田村庄やにて御除田方土地甘石被下置帶刀御免にて先年より相勤來、御在国殿様御在国之砌ハ於御城内御目見献上等迄仕、重ク御取扱被成下候得共、御郡方支配ニ付、通例ハ余郷之庄や一免之御取扱ニ御座候、左候へハ此度罷下り、則水戸表御支配之御郡方へ罷出候ても、平庄や同様之御取扱と相見候所、此度同道罷下り申候金主三人前件奉申上候通ニ之^{〔ママ〕}身柄之者共、甚江戸表之振り合等相變、大庄やと申義更ニ相消虚

言之様ニ可存候哉と、此義乍恐氣之毒仕候、猶又、紀州様御領分大庄や等ハ格別之御取扱ニ御座候由、金主共并此度召抱候鑄錢役付諸職人等迄、右之紀州大庄や之ふり合と心得、今日迄取扱候所、御国元へ罷下候へハ存之外ニ^{〔ママ〕}之身分ニ見請、諸下知も右ニ準シ相用兼候半敷、左候てハ、鑄錢場取メ薄ク御用筋も行届兼、年季中如何様之不埒も可在御座候哉恐入奉存候、左候へハ、此度鑄錢座主ニ被仰付候御義も重々難有、乍恐身分之望毛頭無御座候へ共、只鑄錢場他国者凡千人ニ相及候、惣下知頭之義ニ御座候付、^{〔ママ〕}迎之以御仁惠鑄錢年季中計も他国大庄屋同様之御取扱ニ被成下候ハ、^{〔偏〕}偏下知も行届御用筋無滞相動^{〔江戸表ニハ此度相勤候体虚体不相成重々〕}可申候義と難有奉存候、^{〔ママ〕}弥御仁惠ヲ以御判談之上如何様共被為仰付被下置候ハ、則御国内えも大庄や被仰付候意味御触流被下置候様ニ被成下候ハ、私本意之義ハ不及申上、乍恐此已後諸御益筋御国内相潤候手筋存付候族も、不顧恐及御訴可申候哉、左候ハ、其内ニは御取上御用ニ相立候筋も相発可申御義と奉存候、乍去私身分之義、表立相願候へハ、万一此度之本意ニ相^{〔兼〕}身柄之願にも仕候哉、万^{〔ママ〕}一御恐察も被成下候ては^{〔偏〕}偏恐入奉存候間、存入書も難指上難義至極奉存候、以上、

子五月

小沢九郎兵衛

Ⅲ 2. 「明和五年六月 郷士並被仰付候につき書付」

(端裏書)
「子六月十三日

小石川御 殿え出仕御若老戸祭主馬様被仰渡、郷士並被

仰付候御書附入

小澤九郎兵衛

一、 鑄錢御用向何かと出精相勤候付別段之義を以此度郷士並被 仰付候条、此上猶更精入可相勤者也、

(3 | 4 B1 17)

Ⅲ 3. 「(明和期) 小澤九郎兵衛勤方につき定書」

一、 只今迄之通、他所住宅にて可致通勤事、

但、昼夜御門出入定断相濟候事、

一、 御門切手之儀、自分印形を以家来昼夜通用相濟候事、

一、 公辺并御勝手向御用等、此上猶更出精心付候義、何分申出是迄之通権門方等可相勤事、

一、 出仕之義ハ御用之品ニより勝手次第罷出可申事、

一、 権門方等参会ニ付ては、着服等之儀制外ニ相濟候間、御屋鋪内たりとも絹布着用勝手次第之事、

(3 | 4 B1 84)

Ⅲ 4. 「(明和五年頃) 砂鉄吹方職人召抱につき訓戒」

小澤九郎兵衛

右之者、砂鉄吹方職人召抱申度由にて、当五月中願之上仙臺え罷越候処、松平陸奥守殿鉄方役人え手筋有之二付、右職人三ヶ年御借用被成度趣御内々にて九郎兵衛へ被仰付候振取繕及対談候付、御内々と申候ても 御家柄を重シ、出向方遠国迄吟味相懸、彼是取扱共有之儀と相見、御用筋は早速相弁候得共、件之通御借用被成度趣御内々にて被 仰付候振ニ申談候事ニ候ハ、最初一応窺之上可取扱筋ニ候所、無其儀一分之了簡ヲ以右之通取繕申談候段、心得不宜候条、已来右等之義無之様、九郎兵衛へ可相当旨、佐々木政衛門え達候事、

(3 | 4 B1 85)

Ⅲ 5. 「(明和六年頃) 一月 小澤九郎兵衛あて書状」

(端裏書)
「小沢九郎兵衛様 内山弥二右衛門

内用

以手紙得芳慮候、未余寒退兼候、弥御安全被成御座珍重御義奉存候、然は初春ニ御出被下候段、御丁寧ニ帳面ニ御記被下忝奉存候、且亦掛御目神田橋へ罷越申度候ニ付、御隙日承知仕参上可仕

候、先頃手紙認メ半五郎方迄差出候所、間違御便りニ上候由、右之振合ニては届ケ不申御事と奉存候、是等之趣期拝顔可申上候、何つ頃御在着被成候哉被仰下候ハ、其日以參得拝顔申度候、被仰下候様仕度候、右可得芳意如此御座候、以上

正月廿二日

尚々、初春より嚙々事多被成御座候半と奉存候、跡事拝顔可申上候、已上

(後筆)

〔追て、先達て之手紙ニいけた屋半五郎方へ參候ニ付使ニ遣候由御座候、

用事申上候義御便り之義甚々恐入之間違之義ニ御座候、御尊免可被下候、

以上、

(3—4 B1 70)

Ⅲ 6. 〔明和七年十月 小石川御用錢納方につき一札〕

相渡申一札之事

一、錢九百五拾貫文

分 七百貫文代金ハ小石川大吟味方より相渡候事、式百五

拾貫文代金は水戸会所より可相払候事、

右月々小石川御用錢時相場を以御納可被下候、万一大吟味方御払式ヶ月相滞り候ハ、其後之方御納被成間敷候、右御延引之代金ハ我々兩人より相弁相払可申候、其外何成り共貴殿へ損金相(掛九)ケ申間敷候、為其一札如斯ニ御座候、仍如件、

明和七年

小澤九郎兵衛

(抹消)

寅十月

松田嘉介

升屋源右衛門殿

(3—4 B1 35)

Ⅲ 7. 〔明和九年十二月 御勝手向につき口上書〕

乍恐以口上書奉窺候事

一、御勝手向三ヶ年引請取計試候所、元來御不足之御入用辻、其上去寅卯兩年早損ニて、中々以御取統難被遊候趣ニ付、当壹ヶ年 上々様御月用金御減少被遊、御家中様方ニも元來御少給之所、皆々減少被相勤候、然ル所当辰年・去寅卯兩年之見合ニハ少し相過候得共、平年ニは格別減少ニ御座候、因茲当年御勘定之義も大凶取縮付合申候所、漸すり合申候位中々以寅卯兩年御取替無利足ニ指出置候金高えは更ニ相請取兼候振合ニ御座候、然ル時は来巳年は閏月等も御座候得は、又々御入用相過候得取統千万無心元奉存候、左候得は御手詰御難洩ハ奉恐察候得共、少も御勝手取直候迄は、当年之通御減少被遊可被下置候様奉願候、無左候てハ中々以御取統難被遊御義と奉存候、一、御隠居様御儀は、別御住居被遊候御事ニて、拾両之御借上ヶニては更ニ御取統難被遊候由、乍恐是又御尤之御義ニ奉存候、

仍之

金五兩 御暮方より別御合力

金五兩 九郎兵衛償可指上候分

金拾兩 指上

是ハ、御減少ハ元之通りにて、別ニ被指上候御了簡、

一、御家中様方元来御少給之上、当年通ニては中々以御取統難被成候ハ眼前之事ニ御座候間、是は前々之通被下置候様御仁惠奉願候、

右之趣罷登り可奉申上候得共、其義難仕候は、兼て御存知被遊候通り之義ニ御座候間、乍恐以書付奉願候、此義如何様とも早速御了簡不被下置候てハ、来正月より之御手遣ニ罷成候間、乍恐早速御下知奉願上候、以上、

小澤九郎兵衛

明和九年

辰十二月

一、私金子調達御勘定筋相立候義は、脇々様御勘定とハ格別之義
二御座候、此筋は御家中様方へ御尋被遊可被下候、以上、

(3—4 B1 49)

Ⅲ 8. (明和期) 五月 屋敷借用につき書付

堀三六郎殿御支配

柴山豊五郎殿

濱町元矢倉拝領屋敷之内、拙者借用仕度旨相違も無之哉との義、

(貼紙) (豊五郎殿より)
三六郎殿より之より被指出書付ニ、元ノ役小澤九郎兵衛と有之候

所、右之義は(虫損) (如)何之分ケにて元ノ役と豊五郎方へ相通申候哉、其

方可申出御尋奉承知候、右屋敷借地相談之義は、江戸表由緒同前

之挨拶柄にて、岩崎勘十郎と申者世話を以掛ケ合仕候義ニ御座候

所、元ノ役と申候義、更覺無御座候、若又勘十郎より右之旨咄候

義も有之候哉、其義は早速相尋追て可申上候、於私ニは毛頭覺無

御座候、尤未地主え一度も対談仕候義無御座候、

右御尋之趣書上ケ申候、以上、

五月

一、鑄錢場願主之義は、古来より元ノと申来候由にて、職人共は

都て元ノ々々と唱申候間、江戸表ニては通語故、右之趣申上候

哉、難計奉存候、以上、

* (貼紙)
〔御家人岩崎勘十郎と申仁濱町ニ罷在候間、此仁世話を以〕

(3—4 B1 71)

III 9. 「安永三年九月 江戸出府延引願」

乍恐以書附奉願上候事

一、今般、從 御公儀樣鑄錢之義ニ付被 仰出候御儀ニ付私愚意可奉申上候由、蒙 仰候ニ付書附指上申候所、何にも早速江戸表罷登右一件取扱見候様、衆々蒙 仰奉畏候、猶又鑄錢御益当重陽前相働上納可仕旨、再住被 仰付候所、座方如何様共金子調達難仕候趣、達て奉願、先ツ御指延被下置候所、(虫損)右之カ義も何時上納可致哉、是等之義も取極出府可仕旨御下知奉承知候、然ル所今明日は御郡御頭様大檢見為御用当村ニ御止宿被遊、猶座方之義も御見分彼是御用筋も御座候由、依之右一件ニ取掛、扱又廿日・廿一日兩日之内、当春座方取立候以來諸事以文通計相運置候故其筋之者共へ直談不仕候てハ、更不相分候義数々御座候間、要用計も取極、猶又金子調達筋等も是非指凶仕当廿二日(加筆)(金子調達筋等も)ニは当所出立可仕奉存候、蒙御下知候上出立ツ日限三四日延引奉恐入候得共、前件之通誠無扱義御座候間、右之日限御宥免被成下候ハ、難在仕合奉存候、以上、

安永三年
午九月

大吟味御役所様

小沢九郎兵衛

(3 | 4 B1 53)

III 10. 「安永四年十二月 御目見格五十人扶持被仰出候書付」

(端書)
「安永四年未十二月十一日」

一、
其方儀、御勝手向御用等可相勤者之由達 高聞、此度格別之儀を以、御目見格別規被 召出、五拾人扶持被下置候条、御用向別て出精可相勤旨被 仰出者也、
但、勤方之儀は大吟味方え致隨身可相勤事、

小澤九郎兵衛

(3 | 4 B1 60)

III 11. 「安永五年」三月 江戸帰着につき礼状」

(端書)
「用事計是また申上候、御用捨可被下候」

彦兵衛罷帰申候、啓上仕候、増日暖和二御座候得共、愈御万全ニ可被成御座奉珍重候、然ハ九郎兵衛様御機嫌克御着被為遊、御同前恐悦之御儀ニ奉存候、此上御留主中御苦勞千万に奉存候、貴公様御内へもくれ〜被仰上可被下候、次ニ市衛門様へも御伝言可被下候、

一、此方御ふたり様別て御障なく御入被遊候間、御心慮易思召可被下候、さて〜江戸表は、御社参ニ附大小名屋鋪方大取込ニ

付、緇之ない方も埒明不申、五月迄之仕入仕候へハ、当月中罷
在候ても出来兼可申候間、扱々困入申候、併当月分は指下し申
候、緇ない賃も百本二付五六分直上仕候てもない方不足二付甚
難義仕候、此段御序ニ御内々御咄被遊可被下候、
一、かん木楊枝いまた浅草へ参不申候て、跡より指上可被下候、
余事追々可申上候、以上、

三月十四日

柴田九衛門様

貴下

黒沢覚右衛門

(3 | 4 B1 63)

Ⅲ 12. 「安永七年一月 本家中入用掟」

(横帳・表紙なし)

本家中入用掟

一、金拾五両

諸普請

破損無之節ハ此分より残金立置、何ンそ大入目有之節之貯

二可致事、

一、金六拾両

諸入用

但、壹ヶ月金五両宛

酒・さかな・干物・油・蠟燭・炭・薪一卷入用ニ候間、夏
は油・薪・炭入用を余し置、冬は入方過候間、其心得可致
候事、

一、金拾両

年中着服
一卷右之積ニて可致候事

一、金七両

九郎兵衛実父母え年中月々
二割合合力之事、

惣合金九拾貳両

外

金四両

用達給金壹人

金三両

若党壹人

金五両

仲間門番貳人

金壹両貳分

草履取壹人

金五両

下女貳人

金貳両貳分

中居うは壹人

給金ノ金貳拾壹両

いつれも四季施無用

両口合金百拾三両

外金七両

江戸登り別用等心あてニいたすへき事、

合金百貳拾両

但、百石ニ付金貳十四両積ニては五百石取ニ当ル、

外

扶持方

初八拾俵也

十人暮シ壹人八俵あてにいたし候ては八十俵二候

得共、客人用ほとは随分余ル申候、^(ママ)

此分百石二当ル、

都合六百石二暮也、

右無勤六百石と申暮方ハ無類之安楽二候、此上は何ほとも

奢之沙汰に候間、屹卜可相守者也、

戊正月

(3—4 B1 66)

残金七拾兩

分 金三拾五兩

極月

金三拾五兩

七月

此分、年々江戸より可相渡、

此外、拝借金等別出辻は江戸より可払候間可申遣候事、

初八拾俵

内式拾俵

土木内分

同六拾俵

求馬より可請取

右之通を以金穀都合可致事、

戊正月

(3—4 B1 67)

Ⅲ 13. 「安永七年一月 引当」

(横帳・表紙なし)

引当

本家人用

金百貳拾兩

内金貳拾兩

内金三拾兩

右両口河岸取上り若不足有之節ハ、江戸より足金可致候

得共、随分無油断年々可取上、

枝川

海老澤

Ⅲ 14. 「安永七年一月 戊春改」

(横帳・表紙なし)

戊春改

惣かし方

一、金六百三拾壹兩

壹貫貳百廿七文

外、道具代方等残り分は求馬へ可相渡候分、

内金百九十六兩貳分

貳貫三百八十七文

是は利足付にて当春中可相廻候分、

同金四百三拾四兩壹分

九百八十七文

是八年賦無利足にて可相廻候分、

右は、元利共ニ相讓候間、随分取立暮方え入不申、年々延金勘定見世可被申候事、

安永六年

戊正月

(3—4 B1 68)

Ⅲ 15. 「安永三年十一月 河岸名目諸入用見積につき書付」

一、河岸名目家藏家財、高瀬貳艘、小高瀬壹艘、帳面ニ付立証文
ニて引請取計可申事、

但、荷高五万駄徳用壹ヶ年諸入用と致、其余何分と荷高相掛候共、壹万駄金貳拾兩宛之割を以年々相渡可申候、尤五万駄之内御大名穀之分ハ庭代下直御座候間、貳駄を壹駄之勘定ニ組入可申候、右駄数改之義は、御津役所御封印帳之高を以相しらへ可申候、尤取計金として百四拾兩証文ニて引請、当時河岸出金高何分と有之候共、百四拾兩之外相廻り

次第御返し可申候、当時錢相庭五貫貳百文位之積を以、壹ヶ年諸入用之引当五万駄とハ相限申候、此上縦錢相庭四貫六百文とも引上申候ハ、四万五千駄と取計可申候、夫共貳百、三百文之高下ハ五万駄極之事、
一、壹ヶ年五万駄徳用又は、壹ヶ年暮諸入用之積、左ニ相記申候、

一、荷高五万駄

此徳用

四百拾六貫六百六拾四文

但、壹駄ニ付八文かけ

庭代

三拾壹貫貳百四拾八文

但、壹駄ニ付六分かけ

番代

五拾貳貫八拾文

但、壹駄ニ付壹錢ツ、

付子より請取分

百八貫文

是ハ、先年八郎左衛門取計之節、三ヶ年平均

雜用

貳拾貫八百三拾ツ、

小揚錢徳用

百貳拾貫文

是ハ、舟一式諸から具引全ク之徳用也、

舟徳用

金五兩三分、

表長や家ちん

同 貳兩

御大名様方より被下物

金七兩貳分

七百四拾八貫八百三拾貳文

一Ⅲ. 小澤九郎兵衛家一

老ケ年諸入用

- 一、金拾貳兩
- 一、同 六兩貳分
- 一、同 五兩
- 一、同 壹兩貳分
- 一、同 貳兩貳分
- 一、同 三兩
- 一、同 拾兩貳分
- 一、同 六兩
- 一、同 五兩
- 一、同 九兩
- 一、同 拾兩
- 一、同 七兩
- 一、同 四兩
- 一、同 貳兩貳分
- 一、同 三拾兩
- 一、同 七兩
- 一、同 拾兩

是ハ、年中諸義理諸振廻入用

諸小遣

金三拾兩貳分
人数ノ九人

一、金貳拾貳兩貳分
但、老石老斗買

白米貳拾五石貳斗

味噌

油代

薪代

酒代

帳紙

干物

酢醬油

是は、所々繕夜具等入用、膳椀疊等迄

- 一、同 六兩
- 一、同 貳分貳朱
- 舟役

惣入方

ノ金百五拾兩貳朱

右之通ニ御座候、以上

午十一月七日

(3 | 4 B1 55)

Ⅱ 16. 「安永期」九月 水戸到着につき書状

弥御無事ニ候半、扱又拙者十八日江戸立候所、別て重キ就 御用御先触殿敷候間、人馬無滞取手・府中と心易着いたし候て、今日下町へ八ツ時当着仕候、先以道中無事ニて御安氣可被成候、今夕より御用ニ取かゝり、明日中片付、一ト先廿二日ニ其地へ参り申度候得とも、いまた御用向不相分候間、明日之ふりにて御しらせ可申候間、左様御心得可被成候、扱々爰迄まいり候得は、片時も早ク其地ゆかしく存候、余は面謁ニ申留候、以上、

九月廿日

同 多仲

小澤九郎兵衛殿

同求馬殿

柴田九衛門とのへ

(3—4 B1 79)

四五升も被遣可給候

一、けやき紙

まい度おきや存候、土用干よりとちらへか仕舞置候、

一、あゆ 五(虫損)□□

小ふりハむよふ、此度参り申候ハ小ふり過候、

一、ちよ(虫損)□ま 五把ほど

一、大幅上半紙 五百枚

一、十五枚切候ハ、五状ほど

右段被遣可給候、

Ⅲ 17. 「明和・安永期」七月 諸品代金納方等につき書状

和久立川より之幸便御書状、其前十二日出も相届、段々御別条無之候由承候て致大慶候、三ノ丸たより書状も十五日ニ相届候、其前ハ更ニ無沙汰故ニ至極きつかハしく、扱々五七日も過候ハ、飛脚いたせと可申付事、却て押へ罷登候て氣之毒仕候、先以野子も無事ニ随分首尾克相働候、御安氣可被成候、

一、来月始ニは何之様無之候とも鮎なりとも其外味噌つけ等のさかななりとも入候て、内より飛体可被遣候、且は外へ之外聞も御座候、又引はなれ候事ハ日々宿之事ハ案し候哉出勞苦も御座候間、月二両度くらいハ何事なしとも飛脚御遣し可給候、尤入用物申遣候間飛脚度々可被遣候、

一、新喬(蕎)麦紛

但し引ぬきにて老斗ほと、幾ふくろにも

右鴨志田へ頼置随分早キ品御求可被遣候、

一、麦米 先日之麦米大あたり

一、左官之事うとく候所、拙者登り後とれほと出来候や、委可被仰越候、

一、金井下理兵衛事ハ御打捨御置可被成候、若歛之事申来候ハ、

九郎兵衛罷下り申候内ハ右之所へ被指置可被下候旨、兵次郎願

二いたし弥一右衛門殿御取計可被下候、理兵衛不約束之事ハ面

談にて追て取計可申候、

一、大豆之事四十七八升と御申越候所、使之者口上には五十七八升六斗と申参候、左候ハ、留も相調申度候、

一、錢ヲ四五十貫も人しらぬ様ニ御払可被申候、弥一右衛門殿御取計被成かた可有御座候、金子ハ其方へ御置可被成候、

一、燧石代上納之事、三十両当月御納可被成候、残金来月下旬ニ可被成候、委細鈴木善右衛門殿御内状給候間返事頼入遣候、

一、来月ハ八十両御用金利足五兩ノ八十五両可相渡候、右之金子にて残金上納もよろしく候ても先づ金子ハ御とめ置、追て上納之事ハ御申越指図次第可被成候、金子ハこちらへ被遣候ニハ不及候間、おきや仕舞置可申候、

一、こうつ紙油之事、盆前埒明かね候よし、せひ取計くれ候様三郎兵衛御頼可給候、

一、罷登候節さかな町五平次大病と承候、快気ニ候や、若又相果候事も有之候ハ、跡之事ハ如何仕候や、定て五郎右衛門後家西川へ引取可申候、左候ハ、五平次より又かしの店余有之候、此者へ申付置拙者帰り迄屹ト預ケ置可申候、

一、東上市兵衛屋ちん去年より濟不申候、当盆前も濟申間敷候、いつかたへも引去り申候様ニ弥一右衛門殿より内分被仰付可被下候、

一、俳諧書面へは面白事共申遣候間、大鷲山書分明候ておきやにもきかせ御よ(虫損)せ可被成候、

一、古内のミ茶 式斤ほど可被遣候、

一、兵次郎縁談願相濟候由大慶に候、鈴木与四郎殿へも右之旨序て二御達可被成候、与四郎殿よりハ次郎(ママ)三郎へ達候様ニ御届可被成候、其外跡便ニ可申遣候、今日は客もある中にて是ほどの書物にてこまり申候間、早々申余候、以上

七月廿二日

小澤九郎兵衛

小澤弥市右衛門様

小澤兵次郎殿

小澤逸平殿

人々御中

(後筆)
「尚々随分留主中諸事御心を付候て、無御油断可被成候、且又弥一右衛門殿御手透候ハ、兵次郎部やの庭ヲ勝十ヲ頼さつと御こしらへ置可然候や、女共へ御相談御こしらへ置可給候、」

(3 | 4 B1 76)

Ⅲ 18. 「(明和・安永期) 十月 法然寺寄進等につき書状」

直三郎・覚衛門相帰候間致啓上候、初冬寒冷愈御平安珍重存候、此件無別条候、御安慮可給候、先日は法然寺十夜寄進之品々送遣

候、定て相届申候半、半畳之事ハ弥御拵御納被成候哉、とうそ十
夜中ニも無間違可相納候、

一、山野邊様御知行所之内南郷ハ取立例年殊之外早ク候由、最早
取立頃と相察候、九右衛門御屋敷へ罷越右之相對ニ取懸り申候
哉否可被仰聞候、其外後便と申留候、以上、

同九郎兵衛

十月五日

小澤兵次郎殿

同逸平殿

柴田九衛門殿

まいる

(3
— 4
B1
81)